平成２１年（フ）第２９５号
静岡県浜松市南区頭陀寺町331番地の10
債務者　尾藤　浩一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
静岡県浜松市中区富塚町600番地の34
債務者　宮本　浩志
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第９０１号
静岡市葵区城東町40番８号
破産者　有限会社オオカワ
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３号
神奈川県高座郡寒川町宮山3504番地
破産者　有限会社ミヨシ建築設計事務所
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１５１号
静岡県焼津市焼津２丁目13番５号
破産者　大野石油有限会社
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６号
静岡県富士市青葉町286番地、前本店所在地
静岡県富士市松岡1542番地の９
破産者　株式会社ＬＴＣ
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第２８１号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内３丁目３番23号
破産者　株式会社山光
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成１９年（フ）第４４４号
山形市飯塚町字岡900番地の２
破産者　山形第一染工株式会社
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第６１０号
山形県寒河江市南町２丁目３番11号
破産者　有限会社今野酒店
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第４４１号
福島県郡山市大槻町字福楽沢前12番地１
破産者　有限会社荒井建設
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第３７２６号
大阪府高槻市高垣町10番１号
破産者　株式会社大吉組
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６８０６号
大阪市天王寺区堀越町４番20号
破産者　総合システム株式会社
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７０３７号
大阪市北区浮田１丁目２番17号
破産者　株式会社エスティイー
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７５６６号
大阪市平野区加美北４丁目１番40号
破産者　有限会社富士硝子工業
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７８８号
大阪府箕面市粟生外院１丁目15番24号
破産者　三友運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１２４号
大阪市西区北堀江１－８－12－７Ｆ、商業登記簿上の本店所在地大阪市浪速区桜川４丁目14番地30号三研ビルディング桜川６Ｃ
破産者　有限会社マザー
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１６０号
大阪市天王寺区清水谷町７番４号
破産者　大幸工業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１号
堺市美原区多治井50番地の３
破産者　越野運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２４５号
兵庫県川西市栄根１丁目７番４号
破産者　有限会社ユタカ興業
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１号
兵庫県川辺郡猪名川町旭ケ丘１番地184
破産者　株式会社アースワークス
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３３号
兵庫県伊丹市森本４丁目191番地の１
破産者　テイク工業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成１９年（フ）第７７号
兵庫県丹波市氷上町朝阪924番地１
破産者　破産者亡大木朝美こと　大木浅美相続財産
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係